

# 山梨県公報

第百八十七号

令和三年

五月六日

木曜日

## 目次

○包括外部監査契約の締結	二二一
○道路の区域変更	二二一
訓令	
○山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令	二二一
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	二二二
○基本測量の終了	二二二
○開発行為に関する工事の完了について	二二二
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出	二二三
教育委員会	
○使用料の収納事務の委託	二二五
公安委員会	
○運転免許取得者教育の認定	二二五
その他	
○あつせん員候補者の告示	二二五

## 告示

### 山梨県告示第百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和三年五月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 令和三年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基

本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算  
三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 田中佑幸 山梨県南アルプス市飯野  
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

### 山梨県告示第百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和三年五月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年五月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
北杜市白州町横手字下川原三九番一地先から 北杜市武川町柳澤字川原二二〇番一地先まで	五・二〇	五・二〇	五六六・〇
	一三・五	一三・五	五六六・〇

## 訓令

### 山梨県訓令甲第十四号

本 序

出 先 機 関

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年五月六日

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令  
山梨県知事 長 崎 幸太郎  
山梨県環境保全推進本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「森林環境部長」を「環境・エネルギー部長」に改める。  
第五条第三項中「森林環境部次長」を「環境・エネルギー部次長」に改める。  
第七条中「森林環境部森林環境総務課」を「環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課」に改める。

別表第一中「警察本部長」を「警察本部長 感染症対策統轄官」に、「知事秘書監」を「地域ブランド統括官」に、「リニア交通局長」を「リニア未来創造局長」に、「森林環境部長」を「林政部長 環境・エネルギー部長」に、「会計管理者 林務長」を「会計管理者」に改める。

別表第二中「知事政策局次長」を「感染症対策統轄官補 知事政策局次長」に、「リニア交通局長」を「リニア未来創造局次長」に、「森林環境部次長」を「林政部次長 環境・エネルギー部次長」に改める。

附 則  
この訓令は、公布の日から施行する。

# 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
令和三年五月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和三年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人大志

- 2 代表者の氏名 井上能孝
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町長沢二千四百四十一番地
- 4 定款に記載された目的 この法人は障がいや生活環境の影響により生きづらさを抱える人や、新しく農林業を志す人に対して、「農」と「自然」の力を活用し、社会との繋がりや活躍の場の提供と自然環境の保全に関する事業を行い、誰しもが挑戦の機会を与えられ、誰しもが輝ける地域社会の構築に寄与する事を目的とする。
- 三 縦覧期間 令和三年四月二十六日から同年五月二十六日まで

● 基本測量の終了  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。  
令和三年五月六日

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和三年五月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字上ノ段三千七百三十九番の一部、三千七百四十番の一部、三千七百四十四番一の一部、三千七百四十四番三の一部、三千七百四十五番、三千七百四十六番の一部、三千七百四十八番二の一部、三千七百五十五番の一部、三千七百五十六番一、三千七百五十七番一、三千七百五十八番一、三千七百五十九番一の一部、三千七百六十番一、三千七百六十一番二、三千七百六十四番一、三千七百六十五番一、三千七百六十五番二の一部、三千七百六十六番一の一部、三千七百六十六番二、三千七百六十六番三、三千七百六十七番一の一部、三千七百六十七番四の一部、三千七百七十番二、三千七百八十五番一の一部、三千七百八十五番二の一部及び三千七百八十六番一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百番地 富士河口湖町長 渡辺喜久男

# 選挙管理委員会

## 山梨県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和三年五月六日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
遠山雄二と峡東（山梨市）の魅力を推進する会	遠山雄二	遠山裕子	山梨市大野一八六	令和三年三月二十三日	令和三年三月二十三日
たなもと晃行後援会	小泉裕次	平井昌彦	大月市大月町花咲一六七七一	令和三年三月二十九日	令和三年四月二日
日本共産党・ぬかのぶ平後援会	山田駒平	矢崎勉	山梨市上石森三〇一	令和三年四月一日	令和三年四月十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	日本共産党巨摩地区委員会		鈴木 勇		令和三年三月二十六日	令和三年三月二十九日
旧	自由民主党須玉支部		矢崎 嘉昭		令和三年三月三十一日	令和三年三月三十一日
新	浩友会	神田 和三	村田 圭司		令和三年三月二十四日	令和三年三月二十四日
旧	山梨県看護連盟	山下 武人			令和二年六月十三日	令和三年三月二十九日
新		角本 十四枝			令和二年六月十三日	令和三年三月二十九日
旧		丹澤 栄			令和二年六月十三日	令和三年三月二十九日
新	つくしの会		保坂 行美	北杜市高根町蔵原一四八八	令和三年三月二十二日	令和三年三月二十九日
旧			清水 さゆり	北杜市高根町村山東割七〇四	令和三年三月二十二日	令和三年三月二十九日



やまなしを前へ、10,000 人委員会	伊藤宗孝	岩田昭	甲府市丸の内二一四一三 ダイタビル六階	令和三年三月三 十日	令和三年三月三 十日
河阪昌則後援会	河阪昌則	天野攻	笛吹市石和町河内四七二	令和二年十二 月三十一日	令和三年三月三 十一日
桜井をさみ後援会	桜井格光	渡辺実	南都留郡忍野村内野一八〇一	令和三年三月二 十九日	令和三年四月十 四日
江口英雄後援会（慈英会）	佐々木勇	岡部正宗	上野原市上野原二〇七五	令和三年三月三 十一日	令和三年四月二 十日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でな かった年月日	届出年月日
棚本邦由	県議会議員	黎明会	大月市大月町花咲一六七七一	棚本邦由	令和二年十二月三十一 日	令和三年四月 二日

## 教育委員会

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和三年五月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の規定により、次の者を認定したので、法第百八条の三十二の二第二項及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第六条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年五月六日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

名称、住所及び代表者氏名	名称、住所及び代表者氏名	名称、住所及び代表者氏名	名称、住所及び代表者氏名
一般財団法人山梨県交通安全協会山梨自動車学校南アルプス市下高砂八四七番地 坂本 政彦	山梨自動車学校南アルプス市下高砂八四七番地	規則第一条第三号に掲げる課程 高齢者教育	認定年月日 令和三年四月三十日

## その他

### 山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和三年五月六日

山梨県労働委員会  
会長 小野 正毅

氏名	経歴	委嘱年月日
小野正毅	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長代理 第四十三期山梨県労働委員会会長	平成二十七年七月二日
堀内寿人	弁護士 第四十三期山梨県労働委員会会長代理	令和元年七月一日
赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二・四十三期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
窪田哲也	公認会計士 第四十三期山梨県労働委員会公益委員	令和元年七月一日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
萩原雄二	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田清	連合山梨事務局長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
杉原孝一	TDK労働組合甲府支部長 第四十三期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
坪井茂	NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会労働者委員	平成三十一年一月二十三日

宮下竜三	富士急行労働組合執行委員長 第四十三期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
小林隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小侯精三	有限会社小侯製作所代表取締役 第四十三期山梨県労働委員会使用者委員	令和元年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
古屋哲彦	公益財団法人産業雇用安定センター山梨事務所所長 第四十二・四十三期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
渡辺真太郎	山梨県労働委員会事務局長	令和三年四月二十一日
深澤恵子	山梨県労働委員会事務局次長	令和三年四月二十一日
水上泰彦	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	令和三年四月二十一日